

閲覧期間 指名停止措置の日から期間が終了するまで
(令和6年7月16日まで)

指名停止措置に関する調書

1. 指名停止措置業者

住 所 (本 社) 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
(支 社) 福岡県福岡市博多区住吉四丁目1番27号
商号又は名称 大成建設株式会社

2. 指名停止措置期間

令和6年6月17日 ~ 令和6年7月16日 (1か月間)

3. 事実の概要

施工中の工事において発生した労働災害について、所管の労働基準監督署に遅延なく法令で定める報告をしなかったとして、令和6年3月26日に鰹沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記のことは、篠栗町指名停止等措置要綱別表その2第9号に該当する。
従って、本件については、指名停止1か月間とする。

(指名停止措置要綱別表その2第9号の抜粋)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町発注工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

・適用